

令和元年12月19日

事業者さまへ

神奈川県内広域水道企業団

総務部契約検査課

工事の入札における疑義申立て手続きの運用の見直しについて

工事の入札における疑義申立てがあった場合の運用について、以下のとおりとしますのでお知らせいたします。

1 設計内容に誤りがなかった場合

当該入札事務を継続します。このとき、申立者にその旨、お知らせいたします。

2 設計内容に誤りがあった場合

ア 落札候補者に変更がない場合

当該入札事務を継続します。

ただし、落札候補者が契約を望まない場合は、当該入札を無効とします。

イ 落札候補者に変更がある場合

当該入札事務を無効とします。

上記ア・イの場合、設計誤りの内容及び入札の効力等について速やかに企業団ホームページにおいて公表します。

3 適用日

令和2年2月18日以降公告に係る入札から適用します。

以上